

(特定株式等の評価－配当還元方式－)

[Q18] 特定株式等を配当還元方式により評価する場合には、どのように計算するのですか。

[A]

特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定株式等の価額は、課税時期の時価によらず、「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」によることができます。

配当還元方式により評価する特定株式等の「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」は、評価通達 188－2（(同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)）に定める評価対象法人の「その株式に係る年配当金額」をQ13（特定株式等の評価－類似業種比準方式－）の「1株当たりの配当金額」（その金額が2円50銭未満のものにあつては、2円50銭とします。）とすることができます。

【関係法令等】

措置法第69条の6、第69条の7

措置法施行令第40条の2の3第3項第2号

措置法通達69の6・69の7共－4

評価通達183、188－2